

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 令和元年11月26日  
 東京都作業部会確認年月日 令和元年11月27日  
 （契約変更に伴う再確認日 令和2年6月19日）

事業名 競技会場等における医療用備品及び医療用消耗品の調達

案件名 同上

契約変更対象案件名 競技会場等における医療用備品の調達

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、東京 2020 大会時に競技会場等各会場内における医療サービスの提供に必要な医療用備品及び医療用消耗品の調達であり、パラリンピック中も医療サービスが提供される。</p> <p>このため、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費を都、国、組織委員会で負担する事項である。</p> <p>（令和 2 年 6 月 16 日 契約変更に伴う追記）          なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>競技会場等各会場内の医療サービスの提供は組織委員会が実施することから、医療サービスの提供に必要な医療用備品及び医療用消耗品の調達も組織委員会において一括して執行することが効率的かつ効果的といえる。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>開催都市契約大会運営要件において、「競技会場と非競技会場で誰にでも起こり得る外傷と病気への救急医療対応」及び「会場の全ての場所で医療サービスを提供」することが求められており、競技会場等に設置する医務室等で使用する医療用の備品及び消耗品は、医療サービスを提供する際に必要不可欠である。</p> <p>（令和 2 年 6 月 16 日 契約変更に伴う追記）          なお、今回の契約変更は、リース期間を延長するものであるが、今年 7 月の初回支払日を遅らせた場合、事業者と製造メーカー間での支払いも延期となり、複数の事業者に損害を与える可能性がある。余剰経費を発生させないという観点からも、手続きを現時点で進め、初回支払開始前までに完了させる必要がある。</p>	必要性

	効率性	<p>品目については、過去大会の品目リスト等から抽出し、IOC/IPC、IF、会場医療責任者などの専門家と協議の上、必要な品目を選定したことを確認した。選定にあたっては、過去大会で使用された品目のうち、機能的に重複している品目や、国内での使用が一般的ではない品目について、IOC との協議により、採用品目から除外するなど十分に精査していることを確認した。</p> <p>必要数についても、会場別に各品目の必要最低限の数の積み上げを行っており、十分に精査した上で調達を行うことを確認した。</p> <p>(令和2年6月16日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更にあたっては複数の対応案について比較検討を行い、最も安価なコストの案を採用していることを確認した。</p>	
	納得性	<p>複数者から見積りを徴取し、比較検討の上、金額を計上していることを確認した。</p> <p>一般競争入札によって業者を決定することにより、一般的な市場価格が反映されることを確認した。</p> <p>(令和2年6月16日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更にあたっては契約変更後のリース契約について市場価格と比較を行い、妥当であることを確認した。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<p>本件は、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>V3 予算内に収まっていることを確認しているが、今後発生する競技会場及び練習会場の医療サービス提供に係る経費全体が、V3 予算の金額を超過しないこと。</p> <p>(令和2年6月16日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため当面においては、組織委員会の負担とする。</p>	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。